

2026 年度 在日ブラジル人支援事業 大学奨学生募集要綱

三井物産株式会社
サステナビリティ経営推進部

三井物産株式会社は、2026 年度在日ブラジル人支援事業の一環として、下記の要領で奨学金受給者を募集致します。

記

1. 趣旨・目的：

三井物産株式会社は、ブラジルで幅広く事業を展開する企業として、2005 年より日伯相互理解の深化と在日ブラジル人コミュニティが抱える課題解決に向けた各種支援を行っています。

2025 年より開始した本奨学金制度では、日本の 4 年制大学に就学する在日ブラジル人学生に奨学金を支給し、日本およびグローバルで活躍する高度なキャリア形成と人材の育成を支援し、少子高齢化による日本の労働力不足や地域創生など日本の社会課題解決、さらにはグローバルな社会課題解決への貢献にも挑戦していきます。2026 年度奨学生の募集を、以下のとおり実施いたします。

2. 応募資格：

- (1) 日本国内に在住する在日ブラジル人のうち、在日ブラジル人学校高等課程、または日本国内の公立・私立学校高等課程を修了、或いは 2026 年 3 月に修了予定の者で、日本国内の 4 年制大学（通信教育は対象外）に進学予定の者。
- (2) 2025 年 4 月現在、日本国内に在住する在日ブラジル人のうち、日本国内の 4 年制大学（通信教育は対象外）の大学 1 年生に在籍している者。
- (3) 心身共に健康である者
- (4) 他の機関、団体等から給付型奨学金等を受給していない者
- (5) 三井物産の社会貢献活動の一環として、本事業の社外開示、掲載等を目的とした情報提供の要請に協力できる者

3. 応募書類の送付：

本人または推薦者（任意、在日ブラジル人学校理事長・校長・NPO 法人理事長、公立・私立高等学校校長・教師、在籍大学教務課・担当教員等）が、応募書類一式を PDF 形式でファイルを e-mail に添付し、事務局に送付。推薦状の提出は任意。

4. 採用人数：

年間新たに最大4名程度。応募者の適格性を考慮して事務局で採用人数は決定する。

5. 奨学金種類・金額と使途：

奨学金種類：給付型奨学金

金額と使途：大学1年時は年間120万円/人を上限、大学2年時以降は年間100万円/人を上限とし、以下の実費を支給する。

- (1) 大学入学金、授業料、施設費。
- (2) 在籍学部・学科のカリキュラムで求められる費用（単位取得対象であること）。
- (3) 学習教材費（担当教員が認めたものに限る）。
- (4) 当社が指定するイベント（奨学金授与式、交流イベント、キャリアセミナーなど）への交通費は別途支給（6万円/回/人を上限）。

6. 支給方法：

奨学生本人の口座に年最大2回振込。所定の期日までに授業料納付証明書・領収書等のバウチャーを事務局宛に送付。事務局での内容確認後に振込を実施する。

7. 支給期間：

大学在学中の4年間を限度とする。但し、在学中の大学生に支給する場合は、大学4年以内の残存年度のみを支給することとする。留年他の理由で大学在籍が4年を超えた場合も、残存年度限度とする最長4年のみ支給することとする。

8. 応募書類：

応募書類は本人が作成すること。提出は、本人または推薦者が、以下応募書類をPDF形式のファイルでemailに添付し、奨学金事務局に送付すること。提出された書類は一切返却しない。

No.	書類種別	現役高校生	高校既卒者	大学1年生	備考
1.	奨学金申込書 (HPに掲載)	○	○	○	申請書：申請者記入 推薦書：推薦者記入
2.	応募者の写真	○	○	○	最近6カ月以内に撮影したものを申請書の所定欄に貼り付けること。(上半身、正面、脱帽)
3.	成績証明書	○	○	○	在籍高校、既卒高校、或いは在籍大学の成績証明書のコピー。

4.	在学証明書	○	-	○	学生証等のコピー
5.	大学合格通知書	●	●	-	申請時に大学合格が決定している者。(申請時点で合格していない者は合格後速やかに合格通知書を提出のこと。)
6.	卒業証明書	-	○	○	高校既卒者のみ提出。
7.	外国人登録証(在留カード)	○	○	○	両面コピーを提出。

(注 1) ○の書類は提出必須、●の書類は該当者のみ提出

9. 応募期間：

2025 年 9 月 1 日～2026 年 1 月 31 日迄必着。提出期限を過ぎた場合や、提出書類が不備の場合は、受理しない。

10. 選考及び結果の通知：

- (1) 第 1 次選考： 書類審査を 2026 年 2 月中に実施。
- (2) 第 2 次選考： 面接審査を 2026 年 2-3 月中に対面或いはオンラインで実施予定。
 - ① 最終選考の発表： 2026 年 3 月中を予定。大学奨学生選定委員会での審査の上、学業成績・面接・応募書類等の内容を総合的に評価し、合格者を決定する。
 - ② 選考結果は、本人および推薦者にメールにて連絡する。尚、選考結果についての個別の問い合わせには応じない。
- (3) 2026 年 8 月頃に奨学金授与式を開催予定(出席必須)。

11. 奨学生の義務：

本制度による奨学金支給を受けた奨学生は、以下の義務を負う；

- (1) 奨学金の給付期間中において、当社が開催する奨学金授与式、交流研修、キャリアセミナーなどに出席すること、また、キャリア動画撮影など次年度以降の奨学生の募集活動に協力すること。
- (2) 年 2 回の活動報告書の提出および年 4 回の事務局との面談、年度末の成績証明書を提出すること。((1)と(2)の結果を以て継続支給可否を毎年判断する。)
- (3) 奨学金の給付終了後も、奨学金卒業生として本奨学生事業へ協力すること。
- (4) 大学卒業後も奨学生同士の交流を促進し、進路調査や事務局によるインタビューなどに友好に協力すること。

- (5) 奨学金制度に関連して、事実と反する、虚偽の、または不当な主張、表現、または評価を行わないこと。

12. 奨学金支給の停止要件：

合格者ないし奨学生が次の各号のいずれかに該当すると大学奨学生選定委員会が判断した場合、その資格を取り消し、奨学金の支給を停止することとする。

- (1) 奨学生の虚偽の奨学金申請を行ったとき。
- (2) 所定の大学学部・学科カリキュラムを遂行できず学業の達成が困難なとき。
- (3) 休学したとき。
- (4) 重大な事故・疾病により修学が困難であるとき。
- (5) 退学その他、処分を大学より受けたとき。
- (6) 日本国の法令に違反したとき。
- (7) 重大な義務の違反があるとき。
- (8) 反社会勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- (9) 本奨学金と同等以上の給付型奨学金の支給が決まった場合
- (10) その他本奨学生として不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。

13. 返納：

大学奨学金選定委員会は、奨学金の支給後において上記 12 条の各号に該当することが判明した場合には、判明以前の期間を含む既に給付した奨学金を返納させることができる。

14. 個人情報の取り扱いについて：

本奨学金の応募に際して、ないし、奨学生として選定されて以降に事務局に提出された書類は、三井物産で定める個人情報保護方針に基づき、奨学生の選考、学業支援ならび制度運用のために使用する。この利用目的の適正な範囲内において、応募者の情報が業務委託先に提供されるが、その他の目的には一切使用しない。応募者は本方針に同意した上で応募したものとみなされる。

15. 応募書類の提出先・問い合わせ先：

本事業の事務局は、三井物産から NPO 法人 国際社会貢献センター(ABIC) に業務委託し、同団体内に設置する。問い合わせは以下に対して行うものとする。

NPO 法人 国際社会貢献センター (ABIC)
三井物産 在日ブラジル人 奨学金事業 事務局
問い合わせ先：brazil@abic.or.jp (Email)